

平成28年度 文教委員会資料①

【所管事務の調査（報告）】

特定非営利活動法人の条例指定制度に係る手続の改正に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料1

特定非営利活動法人の条例指定制度に係る手続の改正に関するパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料

パブリックコメント手続用資料

市 民 文 化 局

(平成29年1月19日)

特定非営利活動法人の条例指定制度に係る手続の改正に関するパブリックコメント手続の実施結果について

平成28年6月、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人（NPO法人）の運営の透明性を確保するため、特定非営利活動促進法（NPO法）の改正が行われました。また、平成28年4月、川崎市指定特定非営利活動法人審査会に対し、条例指定制度の今後の運用について諮問を行い、平成28年9月に答申が出されました。これらを踏まえて特定非営利活動法人の条例指定制度に係る手続の改正について、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、7通（意見総数22件）の御意見をいただきましたので、その内容と本市の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見募集の概要

題名	条例指定NPO法人の基準等に関する条例の一部改正に関する意見募集について
意見の募集期間	平成28年11月11日～平成28年12月20日（40日間）
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより、市ホームページ、資料の設置（情報プラザ、各区役所市政資料コーナー）、資料の配布（各区役所、各市民館、各図書館に配架）
結果の公表方法	市ホームページ、資料の設置（情報プラザ、各区役所市政資料コーナー）

2 結果の概要

意見提出数（意見総数）	7通（22件）	
内訳	電子メール	2通（8件）
	ファックス	4通（10件）
	郵送	0通（0件）
	持参	1通（4件）

3 御意見の内容と対応

(1) 御意見に対する対応区分

- A：御意見を踏まえ、改正案の内容に反映させるもの
- B：改正案の趣旨に沿った御意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後、基準や手続など制度に関する事項を検討する中で参考とするもの
- D：改正案に対する質問・要望の御意見に対し改正案の内容を説明・確認するもの

(2) 御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	合計
1 改正内容に関すること		12		4	16
(1) インターネット公表の追加		(3)		(1)	(4)
(2) 各種書類の備置期間の延長等		(3)		(2)	(5)
(3) 認定を受けている場合における手続の簡素化		(6)			(6)
(4) その他				(1)	(1)
2 その他条例指定制度全般に関すること			5	1	6
合 計	0	12	5	5	22

※ () 内の数字は内数

(3) 御意見に対する市の考え方

お寄せいただいた御意見は、NPO法の一部改正及び川崎市指定特定非営利活動法人審査会答申の趣旨に沿って改正する本市の考え方に沿った御意見や今後の施策推進に当たって参考となる御意見であったことから、当初の考え方のおり条例改正の手続を進めてまいります。(具体的な御意見の内容と市の考え方について別紙参照)

4 今後の予定

平成29年2月 「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」の一部改正の提案

平成29年3月 市内NPO法人への周知

平成29年4月 同条例施行

5 問合せ先

市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

電 話：(044) 200-3821 FAX：(044) 200-3911

【別紙】提出いただいた御意見（要旨）及び御意見に対する市の考え方

1 改正内容に関すること（16件）

（1）指定申出があった場合における公表の方法として、「インターネットによる公表」を追加することについて

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
①	指定申出があった場合における公表の方法として、「インターネットによる公表」を追加することについては、賛成である。（同趣旨ほか1件）	今回の改正案は、NPO法の一部改正において、設立認証申請等があった場合における公表の方法として、インターネットによる公表が追加されたことを踏まえて、条例指定の申出時においても同様の措置を講ずるものでございますので、御意見を踏まえて取組を推進してまいります。	B
②	条例指定の申出があった場合における公表の方法として、「インターネットによる公表」を追加することは、一般市民にとっても非常にありがたいと思います。		B
③	申請にかかわるすべての書類がインターネットで公表されるとしたら法人個別の情報が危険にさらされることにならないか危惧する。どの範囲で公表されるのかよくわからないため全面的に賛成とはいえない。	指定申出時にインターネットによって公表する項目は、現在、公告を行う際に記載している項目（申出年月日、法人名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、定款に記載された目的）に準じて行うことを想定しています。	D

（2）毎事業年度終了後に作成する各種書類等の備置期間の延長等について

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
①	書類の備置き期間の延長については、異論はない。（同趣旨ほか2件）	今回の改正案は、NPO法の一部改正において、同法に基づく認定関係書類の備置期間等が延長されることを踏まえて、条例指定制度においても同様の措置を講ずるものでございますので、御意見を踏まえて取組を推進してまいります。	B
②	各種書類の保存期間が長くなればなるほど、書類を保存するスペースが増えるので、NPO法人にとっては、あまりうれしくはない。また、紙ベースでの保存ではなく、メディアに保存することが可能になると非常にありがたい。	条例指定制度の運用に当たっては、各NPO法人における事務手続に必要な以上の時間と労力を要することにならないように努める必要があると同時に、条例指定を取得したNPO法人はNPO法に基づく認定制度におけるPST基準（パブリックサポートテスト）を満たし、認定を受けやすくなることから、この認定制度とのバランスも考慮する必要があります。	D
③	書類の備置期間については、企業会計に準じ、赤字が発生した法人は5年間とし、赤字が発生せず適正に運営されている法人は3年間とする。	各種書類の備置期間等の延長については、指定NPO法人に一定の事務負担が発生するものと考えられますが、NPO法改正の趣旨を踏まえ、条例指定制度においても同様の措置を	D

		講ずる必要があると考えています。なお、電磁的記録での保存については、現在も可能となっています。	
--	--	---	--

(3) 指定特定非営利活動法人が本市の認定を受けている場合における手続の簡素化について

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
①	特定非営利活動法人が本市の認定を受けている場合における手続の簡素化については、賛成である。(同趣旨ほか2件)	「川崎市指定特定非営利活動法人審査会答申」においては、事務手続の負担等を理由として指定申出を躊躇する状況が見られること、また、直接事業と結びつかない法人運営の管理面に専任・専門の役員やスタッフを十分に配置できず、法人運営上の課題となる法人が多いこと等を踏まえ、条例指定制度の運用に当たっては各法人に必要以上の負担がかからないよう手続の簡素化を図る必要があるとの提言がなされたところでございますので、御意見を踏まえて取組を推進してまいります。	B
②	当団体は、条例指定を受けた後に認定を受けた法人であり、事業年度終了後に初めて各種書類を提出する際は極めて煩雑な作業となった。改正案はこの点についての改善案であり、書類作成の実務を担う者の1人として歓迎したい。		B
③	似たような書類は、重複しない方が、事務作業量の軽減にもつながり、効果的だと思う。		B
④	認定NPO法人として要求される書類を作成等していれば、内容が類似する条例指定NPO法人として要求される書類については作成等を免除することは、事務の軽減化につながるもので、実施することが望ましい。		B

(4) その他

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
①	当法人はボランティア活動が多く、収入の多くが活動のための資金となり、事務員を雇用することはできないため、手続等について事務量が増えてしまうことは避けたい。	今回予定している改正案のうち、毎事業年度終了後に作成する各種書類の備置期間の延長等については、指定NPO法人に一定の事務負担が発生するものと考えられますが、NPO法の一部改正により認定関係書類の備置期間等の延長が行われたことに合わせて、条例指定制度においても同様の措置を講ずる必要があると考えています。 一方で、「川崎市指定特定非営利活動法人審査会答申」においては、直接事業と結びつかない法人運営の管理面に専任・専門の役員やスタッフを十	D

		<p>分に配置できず、法人運営上の課題となる法人が多いこと等を踏まえ、手続の簡素化をはじめとして制度の使いやすさの向上に取り組む必要があるとの提言がなされたところです。</p> <p>今後の制度運用に当たっては、分かりやすい案内や各種書類の記載例を充実させるなどの工夫によって事務手続に必要な以上の時間と労力を要することにならないようできる限り対応してまいります。</p>	
--	--	--	--

2 その他条例指定制度全般に関すること（6件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
①	<p>当団体は、神奈川県条例指定と川崎市の認定を受けている。報告資料の書式はほとんど似ていて、少しだけ異なっている。書式は統一していただくと、かなり仕事量の軽減になると思う。</p>	<p>今回予定している手続の簡素化については、本市の指定NPO法人が本市の認定を受けている場合における場合についてであり、神奈川県条例指定を受けている場合については対象としていないところでございますが、今後、いただいた御意見を参考に、本市や神奈川県における制度運用の状況等を踏まえながら、関係機関等と協議・検討してまいります。</p>	C
②	<p>活動の分野によっては寄附を集めやすいと思うが、当団体の場合は中間支援的な立場にあるNPO法人のため、なかなか寄附に結びつかないのが現状である。</p>	<p>広く寄附を集めていくために、第一義的にはそれぞれのNPO法人において活動内容への共感、寄附の用途・有効性、経理の適正性などについてしっかりとアピールしていくことが大切でございますが、市民のNPO法人に対する寄附を促進するという条例指定制度導入の趣旨も踏まえ、行政としても引き続き指定NPO法人等の広報の支援と制度そのものの周知に取り組んでまいります。</p>	C
③	<p>「指定NPO法人」「認定NPO法人」の知名度がないので、いわゆる「認証NPO法人」との違いを知らない人、団体、企業がほとんどである。まずは、この知名度があがらないと、「指定NPO法人」「認定NPO法人」を目指す団体が増えないと思う。</p>	<p>条例指定制度は、市民からNPO法人に対する寄附の機運を醸成し、市民による相互支援を促進することによって、市内のNPO活動の健全な発展を図ることを目的としています。</p> <p>また、制度導入当初の考え方として、条例指定の取得を目指す中でNPO法人が法人運営の基盤強化に取り組むきっかけとしていただくことも趣旨の1つとしていることから、できるだけ多くのNPO法人が条例指定</p>	C

		<p>の取得を目指していただきたいと思いますと考えています。</p> <p>このためには、条例指定やその後の認定取得によって市民、企業等の信頼度が高まったなどの実感を得られることが大切であり、行政としても条例指定及び認定の制度趣旨・内容を広く知っていただけるように引き続き広報に取り組んでまいります。</p>	
④	<p>日々の活動に追われるため、基盤整備を行う人材、時間の余裕がないところが多いので、やはりNPO法人をサポートするNPO法人が必要と思う。専門家による相談も良いが、実務のサポートをお願いしたい、というのがNPO法人の本音である。</p>	<p>「川崎市指定特定非営利活動法人審査会答申」においては、直接事業と結びつかない法人運営の管理面に専任・専門の役員やスタッフを十分に配置できず、法人運営上の課題となる法人が多いこと等を踏まえ、法人運営の基盤整備・強化のサポートに取り組む必要があるとの提言がなされたところでございます。</p> <p>この答申やいただいた御意見なども踏まえて法人運営を継続的にサポートする人材の育成等に取り組んでまいります。</p>	C
⑤	<p>できるだけ申請に必要な書類を簡素化し、毎年提出されている事業報告書等を重要視してはどうか。また、申出を行った法人に出向いて活動の実態を把握していただくことはできないか。</p>	<p>条例指定を取得しようとする法人に必要以上の負担がかからないようにするため、制度運用状況を勘案しながら、制度の使いやすさの向上に向けて引き続き検討してまいります。</p> <p>活動実態の把握については現在も指定申出のあったNPO法人の事務所において実地調査を行った上で基準適否の判断の参考としておりますので、今後ともこれを継続してまいります。</p>	C
⑥	<p>川崎市のNPO法人も多くあり、条例指定NPO法人をめざしている法人もあると思うが、県に比べ川崎市の基準をクリアするのは難しいと思う。</p>	<p>川崎市の公益要件は、「地域における支持」について、認定基準を参考としながら寄附や会費を負担した川崎市民の人数によって判断する基準となっています。</p> <p>「川崎市指定特定非営利活動法人審査会答申」においては、こうした本市の基準について、一定程度の金銭的負担があるかどうかをみることで明確な「地域における支持」として透明性や公平性を確保できるとした制度導入時の考え方は現時点でも妥当と考えられること、今般のNPO法の一部改正においてPST基準が変更さ</p>	D

	<p>れていないことなどの状況を踏まえ、当面は現行基準を継承し、この基準を満たす法人を育てていく方向で取り組んでいくべきとの方向性が示されたところでございます。</p> <p>さらに、具体的な取組として、①制度の使いやすさの向上、②指定NPO法人等への寄附促進、③法人運営の基盤整備・強化のサポートに取り組む必要があるとの提言がなされたところでございます。</p> <p>本市といたしましては、この答申の趣旨に沿って今後の取組を進めてまいりたいと考えています。</p>	
--	--	--

条例指定NPO法人の基準等に関する条例の一部改正について

ご意見をお寄せください。

本年6月、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、特定非営利活動促進法（NPO法）の改正が行われました。

また、本年4月、川崎市指定特定非営利活動法人審査会に対し「条例指定制度の今後の運用について」諮問を行い、同年9月に答申が出されました。

これらを踏まえて指定特定非営利活動法人に係る手続を改正すべく、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（以下「指定条例」という。）」の一部を改正したいと考えていますので、市民の皆様のご意見を伺います。

● 意見募集期間

平成28年11月11日（金）～平成28年12月20日（火）（消印有効）

● 意見を提出できる方

市内在住、在勤、在学の方 又は 市内で市民活動をしている方（個人・団体は問いません）

● 応募方法

ご意見とともにお名前・住所・電話番号をご記入の上、郵送、ファックス、直接持参、ホームページからのフォームメールで提出してください。

※電話や来所による口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

● 意見提出用書式

書式は自由ですが、用紙の大きさはA4サイズでお願いいたします。

※参考として当パンフレットの裏面に意見書用紙を用意いたしましたので、ご活用ください。

● ホームページアドレス

「パブリックコメント／意見を募集している政策等（条例等）」一覧ページ

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-20-20.html>

「NPO 法人関連」ページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

● 意見提出先・問合せ先

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課

住所：〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1番地2 川崎フロンティアビル7階

電話：044-200-2341 FAX：044-200-3800

※お寄せいただいたご意見に対して個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。

◇NPO法人条例指定制度とは？

条例指定制度は、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を各自治体が条例により指定できる制度です。市又は県が指定した法人への寄附金に対しては寄附金控除が適用され、寄附金の6%が市民税から、4%が県民税からそれぞれ税額控除されます。また、NPO法人の事務所がある自治体で条例指定を受けると、認定基準のうち、最も難しいといわれている基準を満たすことになるため、多様な税制優遇を受けられる認定NPO法人になりやすくなります。

川崎市では、市民のNPO法人に対する寄附の気運を醸成することにより、市民による相互支援を促進し、もって市内における特定非営利活動の健全な発展を図ることを目的として、平成24年7月に制度を導入しました。

★NPO法改正について

詳しい内容については、下記の内閣府のホームページをご参照ください。
<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>

法人制度に関する事項

主な変更点は、次のとおりです。

①認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮等

認証申請の添付書類の縦覧期間が「1か月」に短縮されるとともに、現行の「公告」に加えて「インターネットによる公表」が可能となります。

②貸借対照表の公告及びその方法

貸借対照表を公告しなければならず、その方法として、「官報」、「日刊新聞紙」、「電子公告（内閣府ポータルサイトの利用含む）」、「公衆の見やすい場所に掲示」のいずれかを定款に定める必要があります。

③事業報告書等の備置期間の延長等

- ア) 事業報告書等の法人事務所備置期間が「作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されます。
- イ) 所轄庁に提出された事業報告書等の閲覧・謄写期間が「過去5年間」に延長されます。

認定制度・仮認定制度に関する事項

主な変更点は、次のとおりです。

①海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務に係る規定の見直し

海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の所轄庁への事前提出が不要となります。

②役員報酬規程等の備置期間の延長等

ア) 役員報酬規程等の法人事務所備置期間が「作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されます。

イ) 所轄庁に提出された役員報酬規程等の閲覧・謄写期間が「過去5年間」に延長されます。

③仮認定NPO法人の名称の変更

「仮認定」NPO法人の名称が「特例認定」NPO法人に変更されます。

★審査会答申について

詳しい内容については、下記の川崎市のホームページをご参照ください。
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000081043.html>

これまでの川崎市における指定状況や国・他都市の動向、市総合計画の策定等の状況を踏まえて、今後の運用の考え方や具体策等を検討するため、指定条例附則の検討規定に基づき、本年4月、附属機関である川崎市指定特定非営利活動法人審査会に対して諮問を行いました。同年9月に出された答申の骨子は次のとおりです。

審査会答申の骨子

1 条例指定制度の運用によって目指す方向性

- 市民からNPO法人への寄附が根付いていくことは、多様性・柔軟性・きめ細かさといった特徴をもつNPO活動と連動して、市民による相互支援で暮らしやすい地域をつくっていく上で重要
- 行政としては、条例指定制度の運用を通じて、指定基準に定める「地域で広く支持を受け、適正に運営されるNPO法人」が増えていくことで、市民の暮らしやすさの向上に寄与することができるように取り組んでいくべき

2 指定基準のあり方

⇒現行の指定基準は当面継承しながら、この基準を満たす法人を育てる方向で取り組むべき

3 具体的な取組

制度の使いやすさの向上	条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化
	基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討
	法人設立段階からの指定基準等の周知
条例指定NPO法人等への寄附促進	条例指定NPO法人等のフェンドレイジング力向上に向けた支援
	制度の周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報の支援
	企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討
法人運営の基盤整備・強化のサポート	会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備
	法人運営の管理面を継続的にサポートするスタッフ人材の育成等
	中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備

次の3点について、パブリックコメントを募集します。

NPO法の改正及び審査会の答申を踏まえて指定特定非営利活動法人に係る手続を改正すべく、指定条例の一部改正を行いたいと考えています。そこで、指定条例の一部改正に関して、次の3点につき、皆様のご意見を募集いたします。

1. 指定申出があった場合における公表の方法として、「インターネットによる公表」を追加することについて

川崎市の条例指定制度では、NPO法の規定を参考に、条例指定の申出があった場合における公表の方法として「公告」を定めています。

今般のNPO法改正で、「公告」に加えて新たに「インターネットによる公表」が可能となったことから、これに合わせて、条例指定制度においても、公表の方法として「インターネットによる公表」を追加したいと考えております。

2. 毎事業年度終了後に作成する各種書類の備置期間の延長等について

川崎市の条例指定制度では、NPO法の規定を参考に、毎事業年度終了後に作成する事業報告書等や役員報酬規程等の各種書類の法人事務所備置期間及び川崎市に提出された書類の閲覧・謄写期間について定めています。

今般のNPO法改正で、法人事務所備置期間が「作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間」に、所轄庁に提出された書類の閲覧・謄写期間が「過去5年間」にそれぞれ延長されることから、これに合わせて、条例指定制度においても、期間を延長したいと考えております。

3. 指定特定非営利活動法人が本市の認定を受けている場合における手続の簡素化について

審査会の答申では、具体的な取組の1つとして、「制度の使いやすさの向上」に触れており、この中で「条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化」を図ることを求めています。

条例指定を経由して認定NPO法人となった場合、毎事業年度終了後に作成する各種書類等について、条例指定NPO法人、認定NPO法人、それぞれについて作成等が求められますが、多くの法人が認定取得を目指して条例指定を取得するという実態に照らすと手続面の負担感が大きく、そのことが条例指定の申出を躊躇する1つの要因になっていると考えられ、本市としても出来るだけ負担を軽減する方向で制度を運用していきたいと考えております。

そこで、毎事業年度終了後に作成する各種書類等について、条例指定制度が認定制度に準じて制度を構築し、要求される書類の内容については多くの類似性が見られることから、指定特定非営利活動法人が本市の認定を受けている場合には、NPO法上認定NPO法人として要求される書類を作成等していれば、これと内容が類似する条例指定NPO法人として要求される書類については作成等を免除する、手続の簡素化を図りたいと考えております。

意見書

題名	条例指定NPO法人の基準等に関する条例の一部改正について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所(又は所在地) *区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

条例指定NPO法人の基準等に関する条例の一部改正についての意見

--	--	--	--

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課		
電話番号	044-200-2341	FAX番号	044-200-3800
住所	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階		